

日本学生支援機構

給付奨学金

採用時説明資料

① 交付物の確認

- **給付奨学生証**
(給付奨学生採用決定通知)

② 説明の流れ

- **奨学生としての心構え**
- **知ってほしいこと**



奨学生のしおり
はじめに 2.

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。**
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。**
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。**

知ってほしいこと

在籍報告（毎年4月・7月・10月）

（採用初年度は、7月・10月）

※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込みが止まります。

適格認定（家計）（毎年10月）

※支援区分の変更がある場合は給付月額が変更されます。
10月以降の支援区分は、スカラネット・パーソナルで確認してください。

適格認定（学業）（毎年学年末）

※給付奨学金継続願の提出（毎年12月～2月）

※学業成績等を総合的に審査し、給付奨学金継続の可否等を判断します。
「適格認定」の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止や停止となる場合があります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求める場合があります。

3. 採用後の提出が必要なもの

自宅外通学の取扱いについて

- 自宅外通学を選択して採用となった場合も、自宅通学の給付月額で振込が開始されます。
- 自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、学校に申し出て、所定の用紙（「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」）と証明書類（アパートの賃貸借契約書や入寮許可証のコピー等）を提出してください。

※自宅外通学の要件：日本学生支援機構ホームページの「自宅外通学要件確認チャート」を確認。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/zitakugai.html>



- 所定の用紙や証明書類に基づいて審査が行われ、不備がなければ審査完了後に、自宅外通学開始月からの差額がまとめて振り込まれます。
※提出が遅れた場合は、証明書類が提出された月から自宅外通学の給付月額に変更されます。速やかに不備なく書類をととのえてください。
※証明書類の提出期限は必ず学校に確認してください。

3. 採用後の提出が必要なもの



● 他の国費（※）による給付金との重複

他の国費（※）による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は学校に申し出てください。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金」

● 在留資格等の変更（外国籍の場合）

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、証明書類の提出が必要です。所定の用紙（給付奨学金「在留資格証明書類」提出書）と証明書類（「在留カード」のコピー等）を学校に提出してください。

※在留資格の要件：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（将来日本に永住する意思のある人に限る。）

4. 連絡が必要なとき

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。
※手続きを行う場合は、提出期限があります。



奨学生のしおり
第一部 2、3、4.

<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
<input type="checkbox"/> 休学・復学	<input type="checkbox"/> 転学・編入学
<input type="checkbox"/> 留学※学籍が「休学」の場合	<input type="checkbox"/> 転学部 (科)
<input type="checkbox"/> 停止 (奨学生による申出)	

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**給付型の奨学金**です。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明は、必ず確認し、書類の**提出期限は守ってください**。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。
- 定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、**家計急変の事由が生じた場合は家計急変採用**により申し込むことができます。
※ 希望者は学校に相談してください。



奨学生のしおり
第一部 10.

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。